

身体検査の受診について

身体検査は、佐賀県警察職員（航空整備士）採用選考（第2回）の中で選考方法の一つとなっていますので、下記事項に留意され、別様式の「身体検査票」により受診してください。

なお、「身体検査票」の提出がない場合や下記に従って受診されていない場合は失格となる場合があります。

1 受診方法

(1) 身体検査票

必ず、「身体検査票」の全項目が受診できる医療機関等で受診してください。

医療機関等によっては、受診日及び受診時間帯を指定している場合がありますので、受診条件を確認したうえで、速やかに申し込んでください。

※ 2週間以上の日数を要する場合がありますので、早めに受診してください。

なお、受診の前に「身体検査票」を印字、記載した上で顔写真を貼付し、「身体検査票」及び「身体検査についてのお願い」を受診機関に提出してください。

〔要精密検査等と診断された場合〕

身体検査の結果、精密検査又は再検査が必要と診断された場合は、受診機関の医師の指示に従い精密検査又は再検査を受け、その結果も併せて提出してください。

(2) かかりつけ医による所見

現在治療中の持病があり、かかりつけの病院以外の病院で身体検査を行う場合、「かかりつけ医による所見」についても提出をしてください。

その際、かかりつけの病院において、かかりつけ医から「かかりつけ医による所見」を記載してもらい、身体検査票と併せて提出してください。

※ かかりつけの病院で身体検査が可能な場合は同じ病院で身体検査を受けてください。

治療中の持病がない場合は、身体検査票のみ提出してください。

※ 「身体検査票」等は、健康診断を受診した医療機関による封印のうえ、開封せず提出してください。

2 受診時期

「身体検査票」の全ての項目及び「かかりつけ医による所見」については、9月11日（金）以降に検査したものを提出してください。

なお、検査項目の一部については、検査結果が出るまで1週間以上の日数を要する場合がありますので、早めに受診してください。

3 検査料

各自で御負担ください（精密検査等を含む）。

4 提出方法

医師から受け取った「身体検査票」及び「かかりつけ医による所見」は11月20日（金）までに郵送又は持参してください。

なお、医師の指示により精密検査又は再検査を受けた場合も、「身体検査票」と併せ持参してください。

〔提出できない場合〕

医療機関等の都合や精密検査等により11月20日（金）までに提出できない場合は、**事前に佐賀県警察本部警務部人材育成課採用係に連絡（電話）**してください。

（佐賀県警察本部 TEL：0952-24-1111 対応時間帯：平日午前9時00分～午後5時）